

**改正**

令和3年3月31日高砂市訓令第11号

高砂市電動式生ごみ処理機購入助成金交付要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、一般家庭から排出される生ごみを堆肥化するため、電動式生ごみ処理機（ディスプレイを除く。以下「処理機」という。）を設置する者に対し、助成金を交付することにより、処理機の設置を促進し、生ごみの再利用を図るとともに、市民のごみの再利用に対する意識の高揚及びごみの減量化を促進することを目的とする。

(助成の対象となる処理機)

**第2条** この要綱において、助成の対象となる処理機は、一般家庭から排出される生ごみを温風乾燥等の方法により、分解又は堆肥化を電動式で処理する機械とする。

(助成金の対象者)

**第3条** 助成金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を備える個人とする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住していること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 購入した処理機を設置し、適正に維持管理ができること。
- (4) 生ごみからできた堆肥を自ら適正に処理することができること。
- (5) この要綱により助成を受けたことがある場合は、前回の助成を受けた日から5年以上経過していること。

(助成金の額等)

**第4条** 市長は、予算の範囲内において、処理機1機につき、購入価格（消費税及び地方消費税を除く。）の2分の1に相当する額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を助成する。ただし、その額が30,000円を超えるときは、30,000円とする。

2 助成の対象となる機数は、1世帯（同居世帯は1世帯とする。）につき1機とする。

(助成金の交付申請)

**第5条** 助成金の交付を受けようとする者は、高砂市電動式生ごみ処理機購入助成金交付申請書兼請求書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 処理機を購入したことを証明する領収書（販売店の押印があるものに限る。）

(2) 購入した処理機の保証書（製造業者が発行しているものに限る。）

(3) 住民票

(4) 市税の完納証明書

（助成金の交付）

**第6条** 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、助成金の交付の決定を行うものとする。

（助成金の返還命令）

**第7条** 市長は、偽りその他不正の手段により、助成金の交付を受けた者がいるときは、助成金の交付の決定を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（協力義務）

**第8条** 助成金の交付を受けた者は、処理機を有効に活用し、生ごみの減量と堆肥化に努めるものとする。

（補則）

**第9条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

#### 附 則（令和3年3月31日高砂市訓令第11号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。